

経済・財政一体改革推進委員会
第22回 国と地方のシステムWG
御説明資料



令和2年3月24日

ICTインフラ整備の推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要

このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

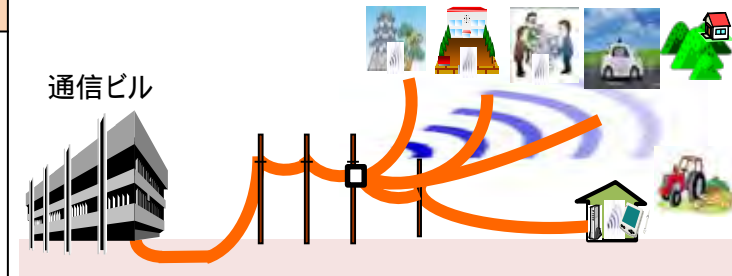
条件不利地域()又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

地方団体が単独事業として実施する以下の事業(下線部分)を対象に追加

対象事業	充当率	交付税措置率
光ファイバの新設	90%	30%
<u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>		
<u>ケーブルテレビの光化</u>		
<u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		



2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%)のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

対象事業は上記1.(2) ~ と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象

先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域()を有する地方団体

離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置(特別交付税措置)

措置率：0.5(財政力補正あり)

各年度の事業費上限額 道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



テレビ電話を活用した
遠隔診療



ドローンを活用した
スマート農林水産業

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置(特別交付税措置)

措置率：0.5(財政力補正あり)

RPAの導入については措置率0.3(財政力補正あり)



RPAの導入

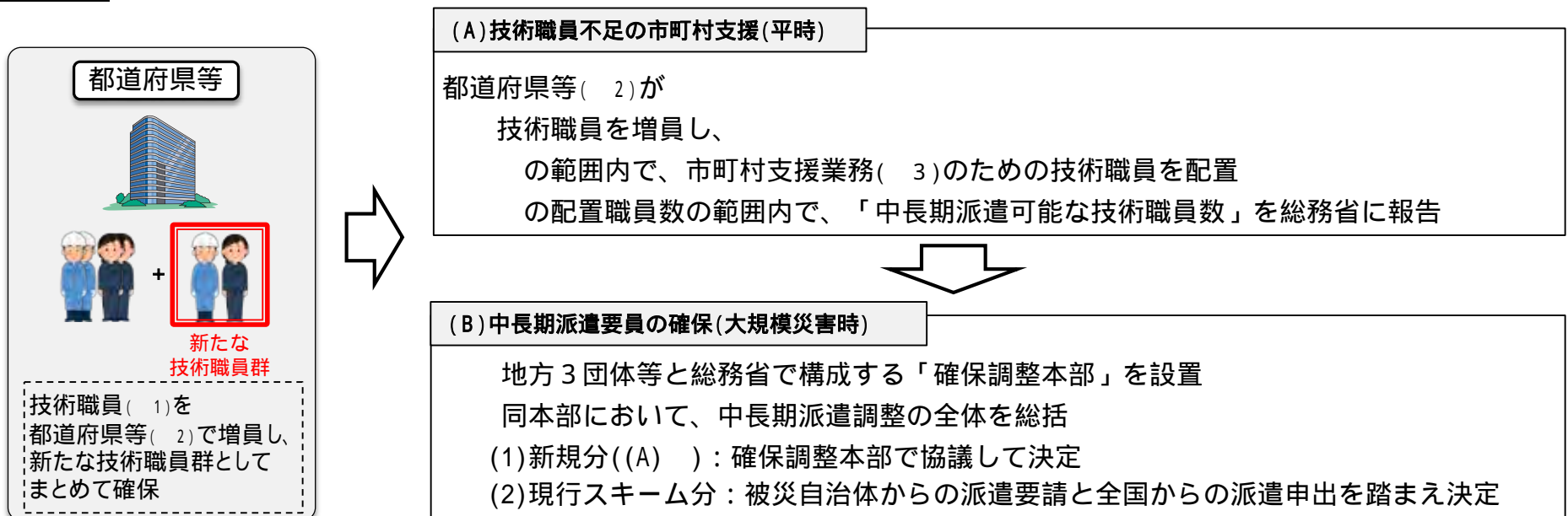
技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化

さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声強いものの、恒常的に不足している状況

このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



- 1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師
- 2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む
- 3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数((A))に係る人件費について、普通交付税措置（「地域社会再生事業費」において、報告数に応じて算定）

市町村分については特別交付税措置

緊急浚渫推進事業の創設

令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要

このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- 1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- 2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- 3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

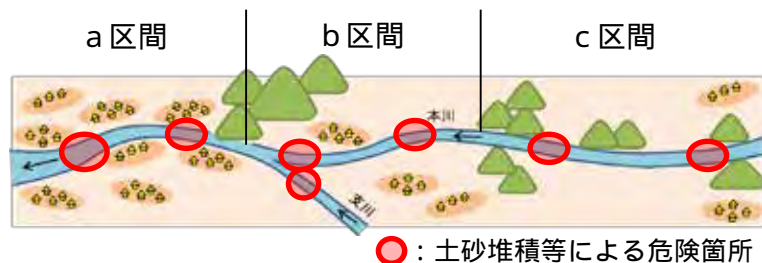
900億円（令和2年度）

令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
- b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
- c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

ただし、複数箇所でも氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。

近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。

〔 H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に移行。(いずれも充当率90%、交付税措置率50%) 〕

複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とする。

< 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) > (抜粋)

「広域的に相互に連携する事業(略)など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。」

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】

